

議 長 会議を再開します。 (午後 1 時 0 0 分)
これより、高良議員の一般質問を行います。 3 番高良議員。

3 番 通告順に従いまして、一般質問を行います。質問の要旨として「耕作放棄
高良議員 地の増加に対する対策を問う」でございます。近年、耕作放棄地の増加が目
に付くようになってきた気がします。数年、放置された土地は、セイタカア
ワダチソウやススキ、クズが繁茂し、有害鳥獣の住処となるようでも、農地
としては、使用できない状況になっています。農業従事者の高齢化や、後継
者の不在により、今後も耕作放棄地の増加が予想されます。耕作放棄地の増
加は、住環境の悪化や、景観の毀損を招き、本町の印象を著しく悪化させる
と思います。農地中間管理機構が思うように機能していない状況を踏まえる
と、今後の耕作放棄地対策をどう進めていくのかを問うものでございます。

続いて、「子育て環境に必要な公園、広場について問う」でございます。
少子高齢化が進む本町にあっては、子どもの数を増やすために、様々な子育
て支援策を打ち出しております。私も本町の子育て支援策は、他市町村に比
べ劣っているとは思っていませんが、子育て中の皆さんから聞こえてくるの
は、子どもを遊ばせる場所が近くにないという声です。過去の一般質問の答
弁でも、財政的に公園の整備は難しいとの本町の考えを聞いておりますが、
子どもの発育には、ボール遊びや昆虫、植物との触れ合い等がたいへん必要
で重要なものだと思います。現在ある都市公園 3 カ所、農村公園 2 カ所を全
て整備するのではなく、その中のあるカ所、または幼児が遊べる事が出来る
町有地を、子育ての環境整備として解放する考えがないかを問うものでござ
います。

議 長 高良議員の質問のうち、1 項目めの「耕作放棄地の増加に対する対策を問
う」に対する答弁をお願い致します。番外高良産業振興課長。

番外高良産 高良議員の「耕作放棄地の増加に対する対策を問う」のご質問について、
業振興課長 お答え致します。本町では、農地法に基づき、農業委員会が毎年 1 回「農地
の利用状況調査」、いわゆる「農地パトロール」を行い、また、遊休農地の
所有者等に対しては、今後の対応に関する意向調査を実施しております。

平成 28 年度の状況でございますが、農地台帳面積 5 7 1 h a のうち、耕
作面積は 7 割に当たる約 4 0 0 h a で、残る 3 割が耕作放棄地などとなって
おります。この 3 割のうち、再生利用が可能な荒廃地として判断しているも
のは約 4 0 %で 6 5 h a、一方、耕作が見込まれない原野化した土地は、再
生可能な面積を上回り、約 6 0 %で 9 1 h a という状況にあります。耕作放
棄地になる要因は、高齢化や後継者不足、農地の点在や道のりが悪いなど不
便な環境条件、鳥獣被害による耕作意欲の低下など多様であることから、複
合的な対処が必要であり、町といたしましては、これまで、中山間地域等直

番外高良産
業振興課長

接支払交付金などの活用による維持管理の推進をはじめ、農地中間管理事業や農地利用集積円滑化事業による集約化、獣害被害にあいにくいとされているエゴマなど作付け可能な農産物の奨励、緩衝帯のモデル設置やチェーンソー講習、有害鳥獣防止柵の設置補助拡充など、様々な支援を進めてまいりました。耕作放棄地の面積につきまして、この2、3年は、水稻やエゴマなどを中心に、集落営農法人など認定農業者をはじめ、新規就農者、「人・農地プラン」に位置付けている担い手により、農地集積などが図られていることもあり、数字上では増減を繰り返しながら推移しておりますが、昨年、農業委員会が新制度に移行された初年度の農地パトロールでは、耕作放棄地のなかでも、特に原野化が進んでいるという実態も確認されており、今後を見据えた場合、担い手の確保や、さらなる集積は、容易ではないと感じております。また、昨年、遊休農地の所有者等に対して行った、今後の対応に関する意向調査では、郵送した570件のうち、いわゆる不在地主となっているなど、封書がそのまま返戻されたものなどが約半数を占めていたり、調査票の返信がなく未回答となっているものも25%あることから、耕作放棄地への今後の対応には、大変危機感を持っているところであります。今後の具体的な対応につきましては、これまで申し上げた耕作放棄地に関わる情報を、様々な手法で積極的に公開、提供し、まずは住民の方々と現状を共通認識すること、その上で、「人・農地プラン」など話し合いの場を持ちながら進めていくことが、極めて重要であると考えております。

さらに、改正農業委員会法では、農地集積や遊休農地解消に向けた取り組みなど、最適化に関する業務が必須となり、活動の強化が求められています。町といたしましても、農業委員会と連携しながら、耕作放棄地対策に取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

議 長

再質問ありますか。はい、3番高良議員。

3番
高良議員

今の答弁を聞きますと、先ず耕作放棄地は町としては取り組まざるを得ない問題であると認識されていると理解しました。取り組まなければならないという事になれば、どうするかという問題なんです。この問題については国の方も、この度の議案にもあがっておりますように、農業委員会の報酬の見直しとか、或いは農地中間管理機構等のことでも農水省も、これは全国的なここだけの問題ではありませんので、全国的な問題で国もこれは何とかしなければいけないという方向で取り組んでおられる姿勢は見える訳ですが、実際やるとなると今の答弁にありましたように農業委員会とかの水資源とかの問題で今は取り組んでいる訳ですが、これがなかなか十分機能していないという状況があります。それでちょっとその中からお聞きするんですけども、水資源はある集落とかいろいろ纏め、単位的にはどうかよく分かりませんが纏めてやっておられる訳ですが、これを行政主導でそういう管理組織を増やすという事は出来ませんか。

議 長

番外高良産業振興課長。

番外高良産業振興課長

川本町のこれからの考え方につきまして、県内また或いは全国のいろんな事例を見ますと、遊休農地の解消に向けた様々な取組があります。その中で先ほどご意見をいただきました行政主導、結果的に行政主導でというものもごございます。ただ、いろいろ話を聞いたりしてみまして共通して言えるのは、そこでは先ず地域での課題とか現状をしっかりと、その地域が認識していた。そしてその上で話し合いが持たれて結果として、じゃあどのような手法でという事が大前提になって参ります。その上で当然、行政主導とかいろんな選択肢がある訳でして、そういった段階になりましたら、しっかりと、ではそれに向けて担い手の確保とか基盤整備とかいろんな条件が出て参りますが、そういった呼び掛けですとか、様々な支援については、当然しっかりと関わっていきたいと思っております。

議 長

再質問ありますか。3番高良議員。

3番
高良議員

今のを要約すると、その地区なり、その団体でやる気になっていただければ、それについては支援はしていくという事と理解しました。そのやる気になるという事が、なかなかそれが難しい問題でして、何があればやる気になるのか、何があれば皆で土地を守っていこうかという事になれば、やはり農業がお金にならないと、生活が出来ないと、なかなかこういう取組は私は出来ないと思います。先ほど、産業振興課長の答弁にもございましたが、エゴマを作るとかという話がありましたが、エゴマっていうのは農林水産省のホームページで耕作放棄地対策の事例を見てみると、けっこう全国でエゴマを作っておられるんですね。耕作放棄地を耕してというか、一番先作られるのが、エゴマというのが比重が多い。というのも私は調べておまして発見して「えっ」って思ったんですが、あんまりエゴマが増えると、うちのエゴマはと頭の中を一瞬過ぎった訳ですが、このエゴマを町長のいつかの忘れましたが行政報告の中でも4ヘクタール作って油を絞って売ってもらえれば、1千万のお金になるというのがあったように記憶しておりますが、実際エゴマを4ヘクも一人で作るのは無理です。私が今、1ヘク作っておりますが、手が回りません。エゴマを作って収入を得る為にエゴマを作るというのは、ひとつの手でしょう。今の補助金が付いている状態であれば、そんなに悪い単価ではないですから良いとは思いますが、エゴマばかりではなかなか農業の収入で生活できるまでのところにはもっていけないと思うんですね。それは町長が言われる4ヘク作って油を絞れやと言われても、10人が10人、じゃあ油を絞るようになるかというのも、これはなかなかいろいろ難しい話だと思います。前にも一般質問しておりますが、6次産業でエゴマ以外のものは何か考えられていますかという話で、いただいた答弁は1つは「米」という答弁もいただいておりますが、他のものも考えないといけないという

3番
高良議員 答弁もいただいております。もうずいぶん3年ぐらいになりますかね、とは思いますがエゴマ以外に何かお金を儲けられる作物を考えておられるものがあれば教えて下さい。

議 長 番外高良産業振興課長。

番外高良産業振興課長 現在、こちらの行政側の方で特に今後、エゴマに続く作物という事で推奨しているものは、具体的なものはございません。ただ一方で例えば先般、どぶろく特区にありましたように、ああやって地域ぐるみで新たな酒米に対する動きであったり、そういった事は引き続き支援をしていきたいと思っております。

議 長 再質問ありますか。3番高良議員。

3番
高良議員 考えていないと言われれば、それはそれで致し方ないといえますか、こちらで何か考えないといけないのかなと思いますが、先ず、耕作放棄地を解消するのに今、島根県が全国から注目されているのが1つあります。ご承知でしょうか。

(答弁なし) 誰も分からないということなんでしょうか。

議 長 3番高良議員。

3番
高良議員 なかったら調べておいて下さい。牛の放牧です。これは島根県は全国から視察に来られるほど、耕作放棄地においての牛の放牧が進んでいるところです。この牛の放牧というのは有害鳥獣に対してもメリットがあるという事で、一番最初にされたのは記憶が定かではありませんが、青森県か何処かで、作っておるものの外に柵を作って、そこに牛を放したと。猿が来ないようにしたというのが先例があったと思います。この牛を放牧するのが全て良いとは言いませんが、今、川本町、畜産農家さん、何軒おられますか。

議 長 番外高良産業振興課長。

番外高良産業振興課長 畜産農家は、約10軒程度あるというふうに認識しております。そして今の牛の放牧というご意見もいただきましたけれども、実際に県でもそういった現地の研修とかセミナーを積極的に進めておられますので、町内の畜産農家さん、或いは川本町の農業委員会も実際にそういった現場、機会を現場に視察に行ったという取組も行っております。

議 長 再質問ありますか。3番高良議員。

3番
高良議員 視察とか取組では、この近くでは大田の三久須でされていたと思うんですが、それを現地を視察されたりして取り組んでみようと言われる畜産をやっておられる方はおられましたか。

議 長 番外高良産業振興課長。

番外高良産
業振興課長 現在、1軒ないし2軒、今後、考えていきたいという意向は伺っております。

議 長 再質問ありますか。3番高良議員。

3番
高良議員 分かりました。1軒でも2軒でも取り組んでいただくというのは、それだけ要は荒廃農地となるのは、牛はちょっと若干、畦を踏み壊したりする事は考えられるんですが、その元々の完全な荒廃農地になるという事は防げると思いますので、そういう事をしていただけるという畜産をやっておられるという方には、ただただ出来ればの話ですが何某かの恩恵があるような事もしていただきたいし、また農家の方に今レンタル牛というのは出来るんですか、ちょっとお伺いしますが。

議 長 番外高良産業振興課長。

番外高良産
業振興課長 レンタル牛というのはメニューとしては、ちょっと今現在の状況は答えられるものは把握しておりませんが、今この県央事務所の方でも耕畜連携というのを強力に推し進めておられますので、その中で今後、相談して対応という事は検討の余地はあるというふうに思っております。

議 長 再質問ありますか。3番高良議員。

3番
高良議員 昔はそういう制度もありましたので、ちょっと調べていただいて、出来るものであるならば、そういうものも利用しない手はないと思いますので、本当に耕作放棄地を無くすんだという事であれば、先ほど言われたように大変に、これは難しい問題だとは私も認識しております。でも難しいからといって手を付けないでいる訳にもいきませんので、出来るところから1つつやってみないと、なかなか難しい問題だと思っております。まず、いちばんは私は思いますに、基本的には農地も商店も一緒だと思うんですね。商店がシャッターが閉まるという話がありますが、農業はこうやって荒廃農地になるんですね。同じことだと思います。その原点は、通告書にも書きましたように、答弁にもありました、それに携わる人の高齢化とか後継者がいない、という事は農業も小売店も同じ問題だと、これは抱えていると思います。その中で、今いろいろ対策も牛を放すとかやってきた訳ですが、これは基本

3番
高良議員 的な、じゃあ抜本的なものは何かという事は、やる気のある人を作っていくというのが、いちばん道は遠いんだけども確実に前に進める方法ではないかと思えます。このやる気のある人を育てるという事が、いちばん求められると思う訳ですが、そのやる気のある人を育てるような仕組みを何か考えていこうという気が、まず有るか無いかをお聞かせ下さい。

議 長 番外高良産業振興課長。

番外高良産業振興課長 やる気のある方を支援も含めて育てていくという事は、たいへん必要な事というふうに思っております。実は、現在、川本町の人・農地プランに位置づけている担い手、約22名いらっしゃいます。このうち認定農業者の方ですとか新規就農者以外の方、いわゆる地域の中心となる担い手というふうに位置づけておる方は半数を超えていらっしゃいます。こういった担い手の方が将来にわたって、どういった意向をお持ちかという事を把握は当然、必要なんですけれども、そういった中で今後、町の中でどこまでの範囲でこういった支援が必要かという在り方につきましては、今後の課題でありますし、前向きに検討していきたいというふうに思っております。

議 長 再質問ありますか。3番高良議員。

3番
高良議員 今この担い手22人半数を超えている地域との密着という事ですが、これはやる気がある方と判断して良い訳ですか。

議 長 番外高良産業振興課長。

番外高良産業振興課長 とうぜん、やる気のある方です。ただ年齢構成を見ますと、やはり少しずつ高齢化という事も課題としてありますので、先ほどご意見いただきました、また更なるやる気のある方を育てる仕組みというのは必要ではないかというふうに思っております。

議 長 再質問ありますか。3番高良議員。

3番
高良議員 ちょっと高齢化という一括りにしないで、具体的にどういう年代か聞かせて下さい。

議 長 番外高良産業振興課長。

番外高良産業振興課長 大半の方は、もう、中には20代それから40代の方もいらっしゃいますけれども、大半の方は、もう60歳代以上という状況でございます。

議 長

再質問ありますか。3番高良議員。

3番
高良議員

分かりました。なるべくやる気を持っている60歳代だから出来ないという訳ではございません。人生80年までは現役という言葉もございまして、この方が出来ないという訳ではございませんが、前も言ったかも知れませんが、農業でご飯を食べる為には、どういう組み合わせ、例えばエゴマを半分組み合わせるのであれば後は畜産を半分やるのか、稲作をやるのか、そういうモデル的なものも多少は作っていかないと、確かにやる気のある人は個人でこれは調べられますよ。調べる事は可能ではあるんですが、皆さんがそのぐらいの本当は覚悟がある方でないと続けていく事はなかなか難しいとは思いますが、それでも取っ掛かり（＝きっかけの意）としては、Iターンで来られてやろうとか、Uターンで家は農家ではなかったけども帰ってやりたいというような方に、情報提供する為にはそういう何らかの基本的な叩き台となるシュミレーションも町の方で持っておられて、それを示す事も参入し易くするという点では大事だと思いますので、そういうのもひとつ持っておいていただきたいと思います。それとですね、今この将来の川本の農業を考えるにおいて、保育園・小学校、中学校は私はよく分かっておりませんが、いろいろ農業体験というもの、稲刈りをされたり、小学校でも鉢で何かを育てたり、バケツで稲を育てたりされておりますが、それを例えば畑を借りられて、当然にイノシシや猿が出ないところが本当は一番良いんですが借りられて、今は余所の畑に行つて例えばネギの取り入れをしましたとか、サツマイモを掘りましたとかいうようなのは、体験学習でしておるようですが、いちから自分で育てて、こうなったんだというような事も学習指導の中の一環として入れておいていただいて、その農業に対する敷居を少しでも子どもの時から慣らして、低くしていくような事も授業カリキュラムが増えて難しいのは分かりますが、取り組めたら取り組んでいった方が私は良いのではないかと思います。そういう長い長い目での人づくりというところから取り組んで行く必要が私は必要だと思います。これは、出来る事か、出来ない事かだけ答弁をお願いします。

議 長

番外瀬上教育課長。

番外瀬上教
育課長

先ほど、議員からお話がありました教育のカリキュラムに入るかどうかについてですが、ちょっと私もすみません即答は出来ないんですけども、内部で検討して出来る事ならというふうに考えていきたいと思っております。

議 長

再質問ありますか。
（「いや、いいです。分かりました。」の声あり）

議 長 以上で、1項目めの「耕作放棄地の増加に対する対策を問う」の質問を終了します。

々 次に、2項目めの「子育て環境に必要な公園、広場について問う」に対する、答弁をお願い致します。番外宇山地域整備課長。

番外宇山地域整備課長 高良議員のご質問の内「子育て環境に必要な公園、広場について問う。」のご質問について、お答え申し上げます。

現在、本町には都市公園法に基づき設定した公園は「金比羅山公園」、^{こんびらやまこうえん}「因原公園」、^{いんばらこうえん}「川本公園」の3カ所がございます。また、町有施設としましては、農村公園という位置づけで「笹畑農村公園、^{ささばたのうそんこうえん}笹遊里」、道の駅インフォメーションセンター内にあります「因原農村公園」、^{いんばらのうそんこうえん}がございます。

一昨年の6月に、久座仁定住住宅の子ども達や保護者から、「近所に遊び場を作ってほしい」という切実な要望を受け、県より無償で「元川本警察署久座仁職員宿舍跡」を借り受け、地元自治会からも協力をいただき、芝生をはり、誰もが集える公園として整備をしたところでございます。町としましては、子育て支援の観点において、経済的、就労的な支援は基より、大人が日々の生活の苦労を豊かな自然の中で癒やすことのできる空間、また子どもの成長過程において必要である、様々な自然とのふれあい、走る、飛ぶ、投げる、などの基本動作を学ぶことのできる空間は必要であると考えております。昨年度、株式会社三協様からいただいた寄付金の活用方法について、職員を対象にアンケートを取ったところ、「子育て世代の方から、遊び場をつくってほしいという要望がある。」という意見が多くありました。この要望をうけ、現在、本町に必要な公園につきまして検討を始めているところでございます。子育て環境に留意した、誰でも気軽に利用できる施設整備を心がけていきたいと考えております。

議 長 再質問ありますか。3番高良議員。

3番高良議員 地域整備課長さんのブレない答弁で、前地域整備課長さんも同じ答弁を石川議員さんの質問に前半分はされておりましたが、まあそれは良いんですが、要は現在、考えておられるという事で、これはたいへん結構な事だと思います。ただちょっと2、3思う事があるんですが、先ず一番良いのは小学校の校庭ですよね、これは教育課長さんに確認しましたら、解放されていると。それは当然、全国的に個人で使うものについては小中学校の校庭は開放されていると理解はしておりますが、そうであっても町民の皆さんにも使えます

3番
高良議員

よという事は例えば、3歳児健診、4歳児健診までやっていますよね、健康福祉課さん。そういう時にこういうところでも子どもを遊ばせますよというようなPRをしていくという事も必要であろうと思います。皆さん、第一に何処へ公園があるかも知っておられない。特に外から来られた方は、特にです。その中で、今、宇山課長の答弁にありました、久座仁に芝を貼りましたというのは28年の6月だったかな、地元自治会と一緒に貼られたという事ではありましたが、そこに何も標示が無いんですよ。芝は確かにちょっと貼ってずいぶん伸びていますよ。例えばここで子どもを遊ばされますよとか、そういう標示がどこにも無いんですよ。例えば川本公園、三島の川本公園という標示も無い。金比羅さんも因原の児童公園もあります。それは良いんですが、やっぱりそういう場所をしっかりと示す事と、ここにありますよという事を子育て中の皆さんに健診へは必ず来られますので、その健診とか、保育園をとおしても結構ですので、私は健診が確かだと思うんですが、そういうところを通してPRと言いますか、ちゃんと知っていただくという努力を、これからしてもらう事が大変必要だろうと私は思うんですが、皆さんの考えを聞かせて下さい。

議長

番外宇山地域整備課長。

番外宇山地域整備課長

失礼します。確かに議員ご指摘のとおり、久座仁に作りました広場におきましてもPRの不足があったのかなというふうに感じております。川本公園とか都市公園、各公園の利用も含めてですね、子どもが集まる事業等がある課と協力しながらPRに努めていきたいと思っております。

議長

再質問ありますか。はい、3番高良議員。

3番
高良議員
議長

健康福祉課さん、健診の時にPRしていただけますか？

番外左田野健康福祉課長。

番外左田野健康福祉課長

健診の時についていう事でございまして、公園に限らずと思いますが、今まちづくり推進課の方でもやっておられますフリーパスもそうであろうと思いますが、もともと川本町にせつかくある資源なのに、町内の方になかなか行き届いていないとか、使ってもらえていないものがあるっていう事業だと思っております。今、言われたように標示が無いとか、何か知る機会がなくて公園とかそういった公園に限らず町内の例えば、すこやかセンターの部分であるとか、そういうったところが使えていないという事があるようでしたら、是非、使っていただきたいと思っておりますので、資料とか工夫はいると思いますが、是非、子ども達に使っていただける施設があればPRしたいと思います。

議 長 再質問ありますか。3番高良議員。

3番
高良議員 せっかくそういうふう公園も整備して皆で使いやすいようにしていこうという事でございますので、私はたいへん結構な事だと考えております。それについて、大いに期待をしまして、この質問をおきたいと思いますが、ただ駐車場については、必ず近くに駐車場の整備だけはお願いして、どういうものをされるのか、これからじっくり見せていただいて、また問題があるようでしたら出来たものを拝見させていただいてから、また指摘をしていきたいと思っております。これで終わります。

議 長 以上で、2項目めの「子育て環境に必要な公園、広場について問う」の質問を終了します。

々 これをもちまして、高良議員の一般質問を終了します。

々 以上をもって、本日の議事日程はすべて終了致しました。お疲れ様でした。
(午後 1時35分)

この会議録は、川本町議会事務局長 櫻本博志 が記載したもので、その内容において、正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員